

令和8年第4回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和8年4月30日(木) 14:50~16:00
出席農業委員 (17名)	<p>1番 有村 祐亮</p> <p>2番 岡村 勝敏</p> <p>3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者)</p> <p>4番 中園 真一</p> <p>5番 上原 雄二</p> <p>6番 清水 和子</p> <p>7番 尾谷 光幸</p> <p>8番 長崎 恵里子</p> <p>9番 笹峯 久雄</p> <p>10番 常盤 信一</p> <p>11番 二月田 努</p> <p>13番 中村 優志</p> <p>14番 相良 悟</p> <p>15番 肥後 亮子</p> <p>17番 山之内 悟</p> <p>18番 今村 浩一</p> <p>19番 槐島 睦夫 (会長)</p>
欠席委員 (2名)	<p>12番 竹ノ内 裕子</p> <p>16番 東鶴 昭雄</p>
事務局	事務局長 尾辻 グループ長 横山 主査 堀之内 主事 梶井 主事 福迫
議事日程	<p>「事務局報告」</p> <p>1 「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について</p> <p>2 「農地利用変更届」について</p> <p>3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4 「買受適格証明願（転用目的）」について</p> <p>5 「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について</p> <p>6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>8 「非農地証明願」について</p>

開会 14時50分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和8年第4回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は17名です。よって本会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、出席委員が過半数に達しているため、会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布しました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は13番委員と14番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。

△ 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画案の意見決定をするため審議を求めます。今月は、所有権移転4件、中間管理権設定51件について、市長から意見を求められております。 また、農地法第18条第6項の解約通知が14件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号「農用地利用集積等促進計画案の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の所有権移転4件、筆数5筆、面積13,537㎡、利用権設定51件、筆数89筆、面積137,307㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（中間管理権設定）の意見決定」につきましては、「承認する」と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、承認すると意見決定し、その旨を市長に答申します。

△ 議案第2号「農地利用変更届」について

議長（会長）	次に議案第2号「農地利用変更届」について議題とします。当委員会に対し、農地利用変更届が2件提出されておりますので審議を求めます。調査委員の報告を求めます。 隼人1を13番委員。
13番委員	2号1番。届出地は埴上公民館の北東に位置し、現況は畑である。利用変更目的は、農業用施設56㎡を建設するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。

議長（会長）	次に、霧島2を7番委員。
7番委員	2号2番。届出地は、霧島神宮駅の北東に位置し、現況は田である。利用変更目的は、畑にするものである、工事内容は、盛土を0.5mから0.7m行うものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農地利用変更」につきましては受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が21件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、溝辺16については議事参与となりますので、別途審議します。それでは調査委員の報告を求めます。国分1を3番委員。
3番委員	3号1番。申請地は、西地区コミュニティ広場の南東に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分2、3を10番委員。
10番委員	3号2番。申請地は、こがのもりコミュニティ広場の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号3番。申請地は、下小鹿野公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分4から6を18番委員。
18番委員	3号4番。申請地は、牧内公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号5番。申請地は、川原小学校の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと

	<p>認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号6番。申請地は、上小川地区コミュニティ広場の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、隼人7から9を12番委員に代わり、13番委員。
13番委員	<p>3号7番。申請地は、下小鹿野公民館の北に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号8番。申請地は、中福良地区公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号9番。申請地は、中福良地区公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	同じく隼人10を12番委員に代わり8番委員
8番委員	3号10番。申請地4筆のうち1筆は、大茶樹公園の東に位置し、現況は畑である。残り3筆は、向田公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	同じく隼人11を13番委員。
13番委員	3号11番。申請地は、埴上公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	次に、溝辺12、13を9番委員。
9番委員	<p>3号12番。申請地は、論地公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号13番。申請地は、脇公民館の南西に位置し、現況は樹園地である。申請地には所有権以</p>

	<p>外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	<p>同じく溝辺 14 を 11 番委員。</p>
11 番委員	<p>3 号 14 番。申請地 5 筆のうち 1 筆は、宮久自治公民館の北西に位置し、現況は田である。残り 4 筆は宮久自治公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地の竹子※※番の田には、※※さんが令和 11 年 3 月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。他の申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	<p>同じく溝辺 15 を 14 番委員。</p>
14 番委員	<p>3 号 15 番。申請地は、小浜小学校の北東に位置し、現況は樹園地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 4 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、横川 17、18 を 2 番委員。</p>
2 番委員	<p>3 号 17 番。申請地は、横川公民館の東に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3 号 18 番。申請地は、県立霧島高等学校の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、牧園 19 を 6 番委員。</p>
6 番委員	<p>3 号 19 番。申請地は、万膳小学校の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、福山 20、21 を 19 番委員に代わり 15 番委員。</p>
15 番委員	<p>3 号 20 番。申請地 2 筆は、福山小学校の北西に位置し、現況は畑と樹園地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3 号 21 番。申請地は、福山町内場集落センターの南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、</p>

	必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」の溝辺16を除く本案件について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、溝辺16を除く本案件について許可とすることに決定しました。次に、溝辺16を審議しますので、11番委員は退席をお願いします。それでは、調査委員の報告を求めます。溝辺16を14番委員
14番委員	3号16番。申請地は、極楽公民館の東に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。地目は田であるが、約50年近く前に畑灌事業が行われ、その時の捨土が搬入されていることから畑として利用されるということです。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」の溝辺16について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。ここで、11番委員の退席を解きます。11番委員は着席をお願いします。 11番委員に報告します。溝辺16につきましては、許可とすることに決定しました。

△ 議案第4号 「買受適格証明願（転用目的）」について

議長(会長)	次に、議案第4号「買受適格証明願（転用目的）」について議題といたします。当委員会に対し、民事執行法等による強制競売等の買受適格証明願が1件提出されましたので、この処分について審議を求めます。また、落札後、農地法第5条の許可申請があった場合は、会長の判断で処理しうるかどうか同時に審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。国分1を3番委員。
3番委員	4号1番。申請地は、広瀬生活改善センターの北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、資材置場・通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから買受適格者と思われる。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「買受適格証明願(転用目的)」につきましては、買受適格者であるとの報告ですが、これについて承認とし、また、農地法第5条の申請があった場合、会長判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は買受適格者として承認することに決定し、併せて農地法第5条の許可申請があった場合、会長判断で処理いたします。

△ 議案第5号 「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について

議長(会長)	次に、議案第5号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について議題とします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外2件、用途区分変更1件について市長から意見を求められておりますので、意見決定をするため審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。牧園1、福山2を14番委員。
14番委員	5号1番。申出地は、万膳小学校の東に位置し、現況はくぬぎが植林してある。除外目的は山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は、第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用可能な見込みのある農地であると思われる。当申出は、除外に係る6つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。 5号2番。申出地は、川路原構造改善センターの北東に位置し、現況は不耕作である。除外目的は山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る6つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、福山3を19番委員に代わり15番委員。
15番委員	5号3番。申出地は、杉渡集会施設の西に位置し、現況は、畜舎・農業用倉庫・堆肥舎である。用途区分変更目的は、畜舎・農業用倉庫・堆肥舎にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第5号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」につきましては、承認すると意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は、承認すると意見決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。福山1を14番委員。
14番委員	6号1番。申請地は、牧之原運動公園の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり計

	画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人2を5番委員。
5番委員	6号2番。申請地は、隼人駅前公園の北西に位置し、現況は一般住宅である。なお、平成18年12月頃擁壁を建設してしまったという経緯書が添付されている。また、申請地は、既に実行済であり、6.02㎡を農地として残しても有効利用は見込めないとの面積超過理由書が提出されている。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地拡張、一般住宅を建築するものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の564.24㎡を一体利用するもので、全体計画面積は570.26㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、隼人3を12番委員に代わり13番委員。
13番委員	6号3番。申請地は、嘉例川地区公民館の南東に位置し、現況は農業用倉庫である。なお、年月日不詳に建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、農機具倉庫2棟・通路を建設するものであり既に実行済である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺4を14番委員。
14番委員	6号4番。申請地は、玉利地区自治公民館の南に位置し、現況は山林である。なお、平成9年10月頃植林してしまったという経緯書が添付されている。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、既に実行済である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山5を15番委員。
15番委員	6号5番。申請地は、福山福地ふれあいの館の南東に位置し、現況は山林である。なお、平成14年頃くぬぎを植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、既に実行済である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。
--------	--

	当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が18件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。まず、国分1を13番委員。
13番委員	7号1番。申請地は、敷根地区コミュニティ広場の北西に位置し、現況は現場事務所等である。なお、平成8年3月頃と令和8年4月1日に造成し倉庫を建築、現場事務所を設置してしまっただという始末書が添付されている。農地区分は、農用区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は、現場事務所1棟・休憩所1棟・駐車場・仮設トイレ2基を建設するものであり、既に実行済である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和8年5月11日から令和9年6月30日までであり、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長(会長)	次に、溝辺2、牧園3、福山4を15番委員。
15番委員	7号2番。申請地は、下桑ノ丸公民館の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、貸作業場兼貸事務所1棟・貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 7号3番。申請地は、中野公民館の北に位置し、現況は農業用倉庫等である。なお、平成21年12月頃、農業用倉庫を農地に越境し建築した。また、令和8年2月頃造成してしまっただという始末書・経緯書が添付されている。農地区分は、農用区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は、茶工場1棟・農業用機械倉庫1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地・公衆用道路の1,030.63㎡を一体利用するもので、全体計画面積は3,096.63㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 7号4番。申請地は、国師公民館の南西に位置し、現況は整地済である。なお、令和6年12月頃資材置場として利用し、土地が踏み固められてしまっただという始末書が添付されている。農地区分は第1種農地の隣接地一体事業に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地山林の13,748㎡を一体利用するもので、全体計画面積は15,670㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、国分5、6を3番委員。
3番委員	7号5番。申請地は、松木地区公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、共同住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 7号6番。申請地は、市営福島第一団地の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	同じく、国分7を10番委員。

10 番委員	7号7番。申請地は、市営清水団地の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、事業用地を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地1,230.99㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は1,705.99㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	同じく、国分8を17番委員。
17 番委員	7号8番。申請地は、下井地区集会所の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第2種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は、建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	同じく、国分9を18番委員。
18 番委員	7号9番。申請地は、霧島市国分公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地72㎡を一体利用するもので、全体計画面積は172㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、隼人10から13を5番委員。
5 番委員	7号10番。申請地は、川尻公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 7号11番。申請地は、霧島市上下水道部跡地の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、看板用地として整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 7号12番。申請地は、宮内小学校の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 7号13番。申請地は、霧島市上下水道部跡地の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	同じく、隼人14から16を13番委員。
13 番委員	7号14番。申請地は、鹿児島工業高等専門学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟

	<p>を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7号15番。申請地は、浜之市団地の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、共同住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7号16番。申請地は、住吉公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲3区画を造成するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に溝辺17を1番委員。
1番委員	<p>7号17番。申請地は、竹山公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、現場事務所1棟・仮設トイレ2基・駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和8年5月11日から令和9年5月31日までであり、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。</p>
議長(会長)	同じく、溝辺18を14番委員。
14番委員	<p>7号18番。申請地は、麓原自治公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。なお、面積超過ではあるが、周囲は住宅街であり、分筆して一部を農地として残しても有効利用は見込めない旨の理由書が添付されている。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	調査委員会からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
委員	7号3番について、現地の写真を見たときに、進入路が前面道路に越境して建設されているように見受けられるが現状はどうか。
事務局	敷地内であり、道路に越境していない。[写真を基に説明。]
委員	7号1番と7号6番について、申請人は同一の会社であるが代表取締役名が異なっている。間違いではないのか。
事務局	会社によっては、代表取締役が複数いる場合があるので間違いではない。
委員	7号14番について、奥の農地への進入路は確保されているか。
事務局	確保されている。
議長(会長)	他にありませんか。他にご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員賛成]

議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。
--------	--------------------------------

△ 議案第8号 「非農地証明願」について

議長(会長)	次に、議案第8号「非農地証明願」について議題といたします。当委員会に対し、非農地証明願が1件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。牧園1を13番委員。
13番委員	8号1番。申請地は、川床自治公民館の北西に位置し、現況は宅地である。農地区分は、第2種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、昭和53年頃には既に宅地の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、建築物の敷地として相当なもので、農地への復元が著しく困難であり、かつ、建築後20年以上経過しているものに該当するものと思われます。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第8号「非農地証明願」につきましては、願出地が農地でないと判定し、証明することに、賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成です。よって本案件は、証明することに決定いたしました。 以上で、令和8年第4回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。次に、その他はありませんか。
委員	近年、不動産事業の関連者が個人名義で農地を取得し、耕作をしない又は盛土をする等の転用事案が増えており、維持管理がなされず近隣住民から苦情が増えている。今後、何らかの対応を考えなければいけないのではないかと。
議長(会長)	下限面積要件が緩和されたことによる影響であると考え。県内でも同様の問題提起がされ、県から農林水産省へも問題提起しているので、今後何らかの対応策が示されるものと考えている。 他にありませんか。ないようですので、令和8年第4回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 16時00分